



## 認 定 書

国住指 第 925 号  
平成 14 年 5 月 10 日

旭ファイバーグラス株式会社  
代表取締役社長 小室 太郎 様

株式会社マグ  
代表取締役社長 門脇 昴 様

パラマウント硝子工業株式会社  
代表取締役社長 樫出 久雄 様

株式会社東京興業貿易商会  
代表取締役社長 武藤 尚 様

株式会社インボイス  
代表取締役社長 木村 育生 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第九号及び同法施行令第 108 条の 2（不燃材料）の規定に適合するものであることを認める。

### 記

1. 認定番号

NM-8569

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

アルミニウムはく・ガラス糸・クラフト紙張／ガラスペーパー裏張／グラスウール保温板

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

(別 添)

1. 認定番号 NM-8569
2. 認定年月日 平成14年5月10日
3. 品目名 アルミニウムはく・ガラス糸・クラフト紙張／ガラス  
ペーパー裏張／グラスウール保温板
4. 申請者 旭ファイバーグラス株式会社  
代表取締役社長 小室太郎  
株式会社 マグ  
代表取締役社長 門脇 昴  
パラマウント硝子工業株式会社  
代表取締役社長 樫出久雄  
株式会社東京興業貿易商会  
代表取締役社長 武藤 尚  
株式会社 インボイス  
代表取締役社長 木村育生
5. 申請者住所 東京都千代田区神田鍛冶町 3-6-3  
東京都中央区日本橋本町 4-8-14  
福島県郡山市長者 3-8-1  
東京都港区新橋 5-8-9  
東京都港区芝 4-1-23
6. 申請者電話番号 03-5296-2031  
03-3231-3200  
024-923-5111  
03-3436-2581  
03-5440-3301
7. 製品の形状寸法
- 1) 形 状 板状、筒状、
- 2) 表面の形状 粗面又は平滑面
- 3) 厚さ (単位: mm)
- |                    |
|--------------------|
| 基材の厚さ及び許容差         |
| 8±2、12±2、15±2、25±2 |

4) 比重 (呼び厚さによる密度  $g/cm^3$ )

種類	呼び厚さによる密度	
	$g/cm^3$	許容差
48K	0.048	$\pm 0.004$
56K	0.056	$\pm 0.005$
64K	0.064	$\pm 0.006$
74K	0.074	$\pm 0.007$
80K	0.080	$\pm 0.007$
96K	0.096	$\pm 0.009$
200K	0.200	$\pm 0.010$

5) 重量 基材標準重量 ( $kg/m^2$ )

種類	厚さ (mm)			
	8	12	15	25
48K				1.20
56K				1.40
64K		0.76	0.96	1.60
74K				1.85
80K		0.96	1.20	2.00
96K		1.15		
200K	1.60	2.40		

6) 大きさ (mm)

板状 幅 1,000~1,500

長さ 1,500~3,000

筒状の内径 100、125、150、175、200、225、250、275、300、400、450、500、550  
600、650、700、800、900、1000

筒状の長さ 1000 1200 またはその整数倍

8. 構成 (組成) 断面図

(1) 表面側化粧材 : ・ JIS H 4191 アルミニウムはく

または

・ JIS Z 1520 はり合せアルミニウムはく

(2) 接着剤 : 合成樹脂系(フィラーを除く固形分)  $125 g/m^2$ 以下

(3) 基材 : 不燃材料第 1031 号と同等の品質で無機質ガラス重量比 85%以上  
フェノール系樹脂重量比 15%以下より成る。

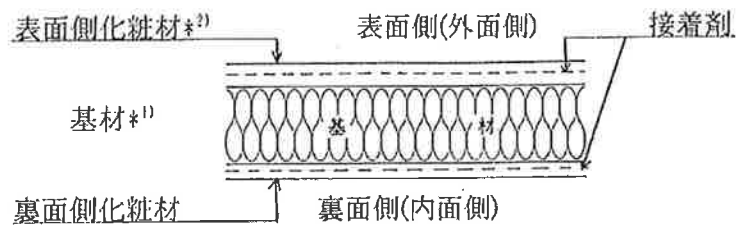
但し、74K 及び 56K についてはフェノール系樹脂重量比  $16 \pm 2\%$   
とする。

(4) 裏面側(内面側)化粧材 : ・ ガラスペーパー張りの場合

と塗布量(固形分) 目付 :  $40 g/m^2$ 以下

及び有機分 :  $15 g/m^2$ (固形分)以下

- ・繊維補強アルミニウムはく張りの場合  
厚さ：7 $\mu$ m  
有機物量：70g/m<sup>2</sup>(固形分)以下
- ・難燃処理樹脂塗布の場合  
有機分：40g/m<sup>2</sup>(固形分)以下  
(内面側化粧なしも含む)



- 注：\*1) 米国基材は硝子繊維(6~8 $\mu$ )を集綿し、上層部分(基材の成形厚さの約3/4)をフェノール樹脂で固め、下層部分(基材の成形厚さの約1/4)に黒色難燃性アクリル樹脂ポリマーを塗布したガラス繊維を使用して成形したものを使用。
- \*2) 必ず表側にアルミニウムはくまたははり合せアルミニウムはくを張ること
- \*3) 裏面側(内面側)化粧材のない場合(実験により性能が確認されているものは除く)は、吹出し口付近の1m以内は鉄板ダクト、又は不燃性認定の商品を使用すること

## 9. 注意事項

当該認定書において、「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法の規定による建設大臣の認定仕様がある場合は、平成14年6月1日以降は「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)による改正後の建築基準法の規定による当該認定仕様に係る国土交通大臣の認定仕様を用いるものとする。